

官報

號外

明治四十年二月二十七日

水曜日

印刷局

○第二十三回 帝國議會 衆議院議事速記録第十一號

明治四十年二月二十六日(火曜日)午後一時十一分開議

議事日程 第十號 明治四十年二月二十六日

午後一時開議

明治三十八年度豫備金支出ノ件

明治三十八年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

明治三十八年度特別會計豫備金支出ノ件

明治三十八年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過支出ノ件

明治三十八年度清國事件第二豫備金支出ノ件

明治三十八年度臨時事件豫備費支出ノ件

明治三十八年度臨時事件豫備費外ニ於テ豫算外支出ノ件

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 種牡牛検査法案(政府提出)

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第五 衆議院議員選舉法中改正法律案

第六 地方裁判所支部全部復舊ニ關スル建議案

○議長(杉田定一君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

樺太ニ於ケル租税ニ關スル法律案

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

衆議院議員選舉法中改正法律案

提出者 高橋 勝七君 島津 良知君 中倉 万次郎君

横山 寅一郎君 青柳 信五郎君 濱田 國松君

荒川 五郎君 小林 仲次君 村松 愛藏君

後藤 文一郎君 森田 卓爾君 高木 龍藏君

中西 六三郎君 内山 吉太君 富島 暢夫君

松本 大吉君

(承諾ヲ求ムル件)

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律中改正法律案

委員長 池田 惟貞君 理事 武藤 金吉君

日韓兩國ノ關稅ニ關スル建議案

委員長 東尾 平太郎君 理事 早速 整爾君

夏秋蠶講習所設置ニ關スル建議案

委員長 工藤 善助君 理事 橋本 久太郎君

未成年者飲酒禁止法案

委員長 根本 正君 理事 花井 卓藏君

印紙稅法中改正法律案

委員長 佐竹 作太郎君 理事 青地 雄太郎君

明治三十四年法律第三十九號中改正法律案

委員長 望月 長夫君 理事 小川 平吉君

○議長(杉田定一君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御諮リ申スコトガアリマス、坂口仁一郎君病氣ノタメ昨二十五日ヨリ二週間請假ノ申出ガアリマス、許可シテ差支アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、許可スルコトニ致シマス、日程第一

明治三十八年度豫備金支出ノ件外六件ヲ議題ト致シマス、議案ハ浩濬デアリマスル

テ、朗讀ハ省略致シマス

第一

明治三十八年度豫備金支出ノ件

明治三十八年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

明治三十八年度特別會計豫備金支出ノ件

明治三十八年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過支出ノ件

明治三十八年度清國事件第二豫備金支出ノ件

明治三十八年度臨時事件豫備費支出ノ件

明治三十八年度臨時事件豫備費外ニ於テ豫算外支出ノ件

○議長(杉田定一君) 別段辯明質疑等モアリマセヌヤウデアリマスルデ、日程第二ニ移リマス、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

官報號外

明治四十年二月二十七日(明治三十九年三月三十一日第三種郵便物認可)

衆議院議事速記録第十一號

議長ノ報告

明治三十八年度豫備金支出ノ件外六件

一四一

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○長谷場純孝君 此事後承諾ヲ求ムル件ハ多數一緒ニ纏マテ居リマスカラ、議長指名十八名ノ委員ヲ選舉セラレンコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 長谷場君發議ノ通り、議長指名十八名ノ委員ニ付託スルニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、其通り決シマシタ。日程第三、種牡牛検査法ノ第一讀會、議案朗讀

第三 種牡牛検査法案(政府提出)

第一讀會

(書記朗讀)

種牡牛検査法案

種牡牛検査法

第一條 牡牛ハ本法ニ依リ検査ヲ受ケ合格シタルモノニ非サレハ種付ケニ使用スルコトヲ得ス

第二條 検査ニ合格シタル種牡牛ニハ體ノ一部ニ烙印シ其ノ所有者ニ證明書ヲ下付ス

第三條 證明ノ效力ハ滿一箇年トス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得

前項期間内ト雖疾病其ノ他ノ事故ニ因リ種牡牛ニ不適當ナリト認メタルトキハ證明ノ效力ヲ停止シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得

第四條 検査ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス

第五條 本法ハ官廳所有ノ種牡牛ニ之ヲ適用セス

第六條 學術研究ノ爲メ種牡牛ニ使用セムトスル者アルトキハ地方長官ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ其ノ種付ケヲ許可スルコトヲ得

第七條 検査ニ合格セサル牡牛又ハ證明ノ效力ヲ失ヒ若ハ停止セラレタル種牡牛ヲ種付ケニ使用シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

第八條 種牡牛検査ノ標準ハ農商務大臣之ヲ定ム

第九條 本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 農商務大臣必要ト認ムルトキハ當分ノ内島嶼ニ限リ本法ヲ施行セサルコトヲ得

第十一條 本法施行前ニ與ヘタル種牡牛ノ免許ハ其ノ免許期間効力ヲ有ス

(政府委員牧朴眞君登壇)

○政府委員(牧朴眞君) 一言簡單ニ申上ケテ置キマス、種牡牛検査ノコトハ、今日ニ始マリマシタコトデハゴザイマセヌ、曩ニ明治十八年ニ農商務省ハ達ヲ以テ、種牛並ニ種馬ノ取締ノコトヲ各地方ニ達シマシテ、地方官ニ於テ相當ノ取締ヲナスコトニナツテ居リマス、然ルニ種馬ノ方ニ於キマシテハ、明治三十年ノ三月法律第十二號ヲ以テ検査

法ヲ定メテ、各地方一定ノ検査ヲナスコトニ致シテゴザイマス、然ルトコロ種牡牛ニ於キマシテハ、今日マテ何タル法律ガゴザイマセヌガタメニ、各地方區々ニナツテ居リマスノデゴザイマス、尤モ此畜牛ノ改良ヲシマスルニハ、種牡牛ヲ一定シマスルコトガ、最モ必要デゴザイマスルガタメニ、此節此法律案ヲ提出致シマシテ、各地方一定ノ方針ヲ以テ検査ヲ行ヒマスル積リデゴザイマス、尙委細ノコトハ委員會ニ於テ申上ゲルデゴザイマセウカラ、篤ト御審議ノ上ニ御協賛ヲ與ヘラレマスルコトヲ願ヒマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○改野耕三君 是ハ九名ノ委員ヲ議長カラ指名シテ、調査セラレンコトヲ……

○議長(杉田定一君) 改野君發議ノ通り、九名ノ委員、議長指名ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、其通り決シマシタ。此際明治三十四年法律第三十九號中改正法律案ノ委員會ヲ開會ヲシタイト云フコトヲ、委員長望月長夫君カラ請求ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○望月長夫君 ドウカ第五委員會ヘ御集リヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 日程第五、衆議院議員選舉法中改正法律案第一讀會、議案朗讀

第五

衆議院議員選舉法中改正法律案(奥野市次郎君外六名提出)

第一讀會

(書記朗讀)

衆議院議員選舉法中改正法律案

第八條第三號中「十圓以上」ヲ「五圓以上」ニ改ム

○議長(杉田定一君) 奥野市次郎君——立川君

○立川雲平君 本案ハ別ニ演壇ニ往テ趣旨ヲ演說致スマデモゴザイマセヌ、此カラ簡單ニ申上ゲマス、衆議院議員選舉權ヲ擴張セネバナラヌト云フ必要ヲ認メマシタガタメニ、本案ノ如ク改正センコトヲ望ムノデゴザイマス、御賛成ヲ願ヒマス

(「賛成賛成」ト呼フ者アリ)

○改野耕三君 是ハ前ニ衆議院議員選舉法改正案ノ委員會ガ出來テ居リマスカラ、其同一委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

(「異議ナシ、賛成」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 改野君發議ノ通り、本案ハ前ノ衆議院議員選舉法改正案ノ委員ニ付託スルト云フコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、即チ前ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ、日程第六、地方裁判所支部全部復舊ニ關スル建議案、委員長報告——立川雲平君

第六 (地方裁判所支部全部復舊ニ關スル建議案) (委員長報告)

〔立川雲平君登壇〕

○立川雲平君 諸君、地方裁判所支部全部復舊ニ關スル建議案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、本案ハ文章ノ——建議案ノ初メニ「去ル明治三十六年」トゴザイマス、フ「ハ」フ字ヲ「四」ニ修正致シマシタ「三十四年」ト改メマシタ、其趣意ハ此地方裁判所支部ノ事務ヲ停止致シマシタルモノハ、明治三十四年ヨリモゴザイマス、四年、五年、六年、七年ト斯ウ云フヤウナ順序ニゴザイマスルガタメニ、三十六年ト致シマシテハ四年、五年ノ分ガ包含ヲ致シマセヌ、ソレ故ニ三十四年トアルノヲ四年ト修正致シマシタ、サウシテ其他本建議案ハ委員會全會一致ヲ以テ可決ヲ致シマシタ、政府ノ當局者モ亦本建議案ニ對シマシテハ同意ヲ致サレマシタ、成ルベク此建議案ノ趣旨ヲ透徹致シマスルヤウニ致シマセウト、斯様ニ明言ヲ致サレマシタノデゴザイマス、此建議案ノ可決致サレマシタ理由ノ一端ヲ御報告表シマスルハ、無用ノコトデナイト信ジマス、地方裁判所ノ支部ハ是マデ即チ明治三十四年以後ニ於キマシテ、一部停止シタモノト、全部停止シタモノト、若クハ廢止ノ名目ノ下ニ停止ニナジテ居ル分モゴザイマス、殆ド四十箇所ホドゴザイマス、此四十箇所ホドノ分ヲ悉ク復舊致シマスルハ、人民ノ便利デアルト云フコトハ、司法當局ノ意見ニモ便利デアルガタメニ復舊ヲセハナラヌト云フ考ヲ有デ居ルノデゴザイマス、然ルニ財政ノ都合上已ムヲ得ズ之ヲ半分、即チ三十二箇所ホドゴザイマス中デ、十六箇所ホドノ分ハ本年ノ豫算ノ方ニ計上セラレマシテ、復舊スルコトニナジタノデゴザイマス、其餘分ハ此度復舊スルコトガ出來ナクナジテ居ルノデアル、而シテ是ガ經費ヲ尋ネマスルコト云フト、一箇所僅ニ七千圓、十二三箇所ニ置キマシテモ八萬圓ニ足ラヌ金ヲ以テ出來ルコトデゴザイマス、勿論數額ト云フモノハ一カラ數ヘテ億兆ニ及ブノデアリマスカラ、少數デアルト言フテ輕視スルコトハ出來マセヌケレドモ、既ニ人民ノ便利デアルト云フコトヲ當局者ガ信ジテ居リナガラ、三十四箇所ノ中デ僅ニ十六箇所ミヲ復舊スルコト云フコトハ甚ダ其意ヲ得ナイノデアル、其經費ハ幾ラデアルカト云フナラバ、僅々七萬圓餘リ八萬圓ニ足ラヌ經費デアル、此經費ヲ儉約致シマシテ、サウシテカラニ一部ノ人民ノ不便ヲ感ズルコトヲモ忍ブト云フコトハ、甚ダ其當ヲ得ナイ、殊ニ豫算分科ノ傍聽筆記ナドヲ見マスルコト、已ニ復舊スルコト云フコロノ十六箇所ノ支部ノ箇所ヲ尋ネマシタケレドモ、ソレハ未ダ調査ガ行居イテ居ナイカラ、明カニ御答スルコトガ出來ヌト云フ當局者ノ答辯デゴザイマス、全部ヲ復舊致シマスルナラバ、其中デ選擇取捨スル必要ハゴザイマセヌケレドモ、僅々十六箇所ヲ復舊スルノデゴザイマスカラ、ドレヲシテ宜イカガ、今尙調ベ中デアルト云フ蓋シ之ヲ取調ベル間ニ要シマスル費用モ決シテ少ナクナカラウト思フ、私ハ必ズ數千圓若クハ壹萬圓以上ノ調査費ハ要ルデアラウト思ヒマス、而シテ

儉約シ得タルトコロノ額ハ何程デアルカト云ヘバ、僅ニ七萬圓餘リノ金デアル、實ニ當局者ノ此度僅ニ其半分ヲ復舊シタト云フコトハ、甚ダ其當ヲ得ナイノデゴザイマス、六億以上ノ歳計ヲ有シテ居ルトコロノ帝國ニ於テ、人民ノ便利デアルト云フコトヲ既ニ信ジテ居リナガラ、僅ニ七萬若クハ八萬ノ金ヲ儉約センガタメニ此全部ヲ復舊セズシテ、半分ヲ復舊スルコト云フガ如キハ、甚ダ其當ヲ得タモノデナイト信ジマス、是レ則チ本案ヲ可決シタルトコロノ所以デゴザイマス、此段御報告ニ及ヒマス

○議長(杉田定一君) 御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、委員長報告通り可決致シマシタ、指名ノ委員次回ノ日程ハ追テ公報ヲ以テ御通知ヲ致シマス、今日ハ是ニテ散會ヲ致シマス

午後一時三十分散會

